

お知らせ版

令和3年
3月17日

編集・発行
桑折町総合政策課

内容

- ・新型コロナウイルスワクチン接種について
- ・新型コロナウイルス「重点対策」
- ・被災した家屋の公費での解体・撤去の相談を受け付けます
- ・令和3年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
- ・令和3年度福島県沖地震に係る支援制度
- ・令和3年度採用会計年度任用職員募集
- ・野焼きは禁止されています
- ・食生活改善推進員募集
- ・聖火リレーに伴う交通規制
- ・桑折町スポーツ推進委員募集
- ・令和3年度乳幼児健診
- ・令和3年度春期水泳教室参加者募集
- ・ルールを守ってゴミ出しを
- ・就職・入学・転勤などに伴い、臨時窓口を開庁します
- ・申告期限延長に伴う税務署申告書作成会場の案内
- ・桑折町高齢者作品展
- ・広報こおり3月号お詫びと訂正
- ・入札結果

新型コロナウイルスワクチン接種について

現在、ワクチンの迅速な接種を目指し、国・県・町がそれぞれの役割において連携して準備を進めています。ワクチン接種に向けて、今後順次情報をお知らせします。

なぜワクチン接種が必要なのか

感染対策は、一般的に次の3つが有効とされます。

- ①感染源対策：感染者の隔離や濃厚接触者の自宅待機など…医療機関や保健所の取り組み
 - ②感染経路対策：マスク着用や手指・施設などの消毒を行う…町民一人一人の取り組み
 - ③感受性対策：ワクチンを接種して免疫を獲得する…ワクチン接種
- これまで、①、②の徹底に取り組んできましたが、いまだに感染収束の決定打に至っていません。事態の収束に向け、有効性と安全性が高いワクチンで③を進め、多くの人の免疫獲得を目指します。

ワクチン接種の目的・効果

■ワクチン接種の目的

今回のワクチンは、発症率を低減したり、重症化を抑えることについて有効性が確認されています。ファイザー社が行った臨床試験では、接種の有無と発症に至る事例において、ワクチンの有効性が95%確認できたと発表されています。

■ワクチン接種の効果

ワクチンは、個人が自身の免疫を獲得するために実施しますが、一定割合以上の方が免疫を獲得すれば、医学的な理由などで接種できない人も含め、集団としての免疫を獲得できます。この割合は、70%以上と言われ、高くなるほど感染拡大の収束の有効打につながります。

ワクチン接種は努力義務とされていますが強制ではありません。持病がある人は、事前にかかりつけ医に相談することをおすすめします。

■ワクチンの種類と接種回数

国により3種類（ファイザー社、アストラゼネカ社、武田/モデルナ社）のワクチンの承認が見込まれ、現時点ではファイザー社のワクチンが最初に供給される予定です。いずれのワクチンも一定の間隔を空けて2回接種を行います。

【2～3月】

【4月～】

医療従事者

高齢者施設入所者・従事者

65歳以上の高齢者

基礎疾患のある人

左記以外の一般人

【ワクチンの供給量に応じて順次接種】

ワクチン接種のスケジュール

ワクチンの供給量が限られているため、接種は国が定める優先順位で行われます（下記参照）。対象者には順次「接種券」を送付します。詳しい日程については、決まり次第お知らせします。

ワクチン接種の会場

原則として、住民票所在地で接種をします。町では、国見町と共同で接種体制を構築し、桑折町・国見町の接種会場で集団接種ができるよう調整中です。なお、桑折町の接種会場は、保健福祉センター「やすらぎ園」などを予定しています。

ワクチン接種の手続き

ワクチン接種は、完全予約制です。順次郵送にて案内しますので、接種会場への直接の問い合わせは控えてください。

- ①ワクチン接種の優先順に、「接種券」を送付します。
- ②「接種券」と「手続き案内の通知」が届きます。
※「接種券」と「手続き案内の通知」は別便で郵送されることがあります。
- ③ワクチン接種予約コールセンターに電話、または Web・LINE で接種の日時・場所の予約をします。
- ④予約の日時に「接種券」と「身分証明書（健康保険証など）」および「お薬手帳（持病がある人）」などを持参し、接種を行います。

※ワクチン接種にかかる費用については、全額公費で行うため無料です。

■問い合わせ

【ワクチン接種について】

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

【ワクチン接種意義、接種への疑問や不安についての相談窓口】

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター（接種の予約はできません）
☎ 0120-761770（フリーダイヤル）
9:00～21:00（土日祝日も実施）

被災した家屋の公費での解体・撤去の相談を受け付けます

2月13日の地震により甚大な被害を受けた家屋などについて、災害廃棄物処理事業制度（公費解体・費用償還（自費解体））に基づき、被災された家屋の解体・撤去を町が所有者に代わって行うことができます。

■被災家屋などの解体・撤去の制度

①公費解体

被災家屋などの所有者の申請に基づき、町が所有者に代わり解体および撤去するもの。

②費用償還

被災家屋などを自らの費用負担により解体・撤去した所有者に対し、算定基準の範囲内で、解体・撤去に要した費用を償還するもの（見積書や契約書、領収書並びに工事写真などが必要となります）。

■対象となる家屋の条件

家屋（倉庫・物置など含む）のうち次に該当し、全部解体する場合が対象となります。

①り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」（準半壊を除く）の判定を受けた家屋（固定資産台帳に記載されたもの）。

※ただし半壊家屋（大規模半壊・中規模半壊含む）については、下記の要件に該当する場合。

- ・損壊により他人の財産に損害を生じさせるおそれがあるもの。
- ・損壊により人的・物的被害が生じるおそれがあるもの。

例1：道路に倒壊する可能性がある場合。

例2：他人の土地や家屋に倒壊する可能性がある場合。

■相談受付期間

【月日】3月23日（火）～4月22日（金）

延長の場合あり（土日祝日は除く）

【時間】9:00～17:00

【場所】役場2階 生活環境課

※混雑防止のため事前に電話で来庁時間をご連絡ください。

☎生活環境課 ☎582-2123

新型コロナウイルス「重点対策」

【町民の皆さまへ】

重点対策期間
3/31
まで

- 1、「緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛」をお願いします。
- 2、感染対策が徹底されていない「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」などの利用は控えるようお願いします。
- 3、感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し、慎重な行動をお願いします。
- 4、大学生・専門学校生はじめ皆さまには、年度替わりにおける各種会合や飲食について、感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

特に、これまで全国的に、飲食を伴う場面における感染拡大が多数見られることから、飲食を伴う歓送迎会や謝恩会、お花見などは控えていただくようお願いいたします。

また、卒業旅行を含む旅行について、緊急事態宣言が継続している首都圏（1都3県）と、2月下旬に解除された6府県への旅行は自粛していただくようお願いいたします。

【事業主・施設管理者の皆さまへ】

- 1、高齢者などの施設において、感染防止対策の再確認と自主点検を行うようお願いします。
- 2、飲食店などの業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

☎健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133

新型コロナウイルス感染症相談窓口

具合が悪い時には、まず下記のいずれかに電話相談をしてから受診してください。

- ・かかりつけ医など身近な医療機関
- ・受診・相談センター ☎0120-567-747（平日・休日問わず24時間対応）
- ・公立藤田総合病院発熱外来受診相談 ☎585-2121（予約受付時間 平日9:00～15:00）
- ※「発熱外来受診希望」と伝えてください。
- ・伊達地方発熱外来 ☎090-7791-3088（予約受付時間 平日9:00～12:00）

令和3年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

■縦覧期間 4月1日（金）～5月31日（月）

8:30～17:00（土日祝日除く）

■縦覧できる人 町内に土地・家屋を所有する固定資産税納税者本人、もしくは委任状により委任を受けた人

■縦覧するときに必要なもの

- ①納税者本人…本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ②委任を受けた人

・来庁者の本人確認ができる書類（運転免許証など）

・納税者が署名押印している委任状

■縦覧場所 役場1階 税務住民課

■縦覧帳簿記載事項

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）
- ・家屋価格等縦覧帳簿（所在、種類、構造、床面積、価格）

☎税務住民課 課税係 ☎582-2114

令和3年2月福島県沖地震に係る支援制度

2月13日に発生した地震にて被害に遭われた皆さまへ、お見舞い申し上げます。災害で被害にあった世帯が受けられる主な支援制度を紹介します。

桑折町災害見舞金

■支援内容 災害により被害を受けた世帯に対して、見舞金を支給します。

罹災証明区分	1世帯につき
全壊	100,000円
大規模半壊 中規模半壊 半壊	50,000円

※同一住家内に複数の家族が居住しており、それぞれ個別に生計を営んでいる場合でも、1世帯として認定します。

※離れなどに居住する者について、生計が母屋と別な場合でも、住民基本台帳上同一であれば1世帯として認定します。

■必要書類

- ①り災証明書の写し
- ②世帯主名義の預貯金通帳の写し

災害援護資金貸付金

■支援内容 災害により、世帯主が1か月以上の負傷をした場合や、住居・家財などに相当程度の被害を受けた場合、所得が一定額未満の世帯については、生活再建に必要な資金の貸付を受けることができます。

■貸付限度額

被害の種類・程度に応じて、貸付限度額が異なります。

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の1か月以上の負傷：なし	世帯主の1か月以上の負傷：あり
家財および住居に被害なし	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体	350万円	350万円

※被災した住居を建て直す場合は()内の額となります。

■所得額制限

世帯人員	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに、730万円に30万円を加えた額

※世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円

■必要書類 り災証明書の写し

被災者生活再建支援制度

■支援内容 災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

■支援制度の対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」「大規模」した世帯
- ②住宅が「半壊」、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅を解体した世帯
- ③住宅が「中規模半壊」

■支援金の支給額

【基礎支援金】

区分	複数世帯	単身世帯
全壊 半壊解体 敷地被害解体	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

【加算支援金】

区分	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸住宅 (公営住宅を除く)	50万円	37.5万円

※中規模半壊については、加算支援金のみ半額の支給となります。

■必要書類など

- ①り災証明書
- ②住民票またはマイナンバーカード(個人番号通知カード)の写し
- ③世帯主名義の預貯金通帳
- ④住居を解体した場合は、解体証明書または家屋滅失登記簿謄本
- ⑤住宅を建設・購入、補修、賃借する場合は、契約書の写し

◇各制度について

■手続き 必要書類を取り揃え、郵送もしくは健康福祉課窓口で申請してください。

■提出先 役場1階 健康福祉課
(〒969-1643 桑折町大字谷地字道下22-7)
詳しくは、下記まで問い合わせください。

健康福祉課 福祉係 ☎ 582-1133

令和3年度採用 会計年度任用職員（フルタイム職員）募集

■職種および採用予定人員など

勤務場所	職種	採用人数	勤務時間	社会保険	職務内容	報酬	応募要件
健康福祉課 役場 福祉課	介護支援 専門員 (フルタイム)	1人	8:30～ 17:15 週5日	・健康保険 ・厚生年金保険 ・雇用保険	介護認定調査業務、認定調査・審査会関連の一般事務など	【月給】 166,700円～	ワードおよびエクセルの基本操作ができる人、介護支援専門員の資格を有する人

■要件に応じて下記手当の支給有

通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当

※桑折町会計年度任用職員の給とおよび費用弁償に関する条例などに基づき支給

■提出書類

履歴書および資格を有することを証する書類

■提出先 健康福祉課 医療介護連携室 介護保険係
へ直接または郵送で提出してください。

■試験について

応募があり次第、随時審査・面接します。

☎健康福祉課 医療介護連携室 介護保険係

☎ 582-1134

聖火リレーに伴う交通規制

東京2020オリンピックの聖火リレー実施に伴い、当日は、コース周辺の道路が交通規制されるため渋滞が予想されます。う回などのご協力をお願いします。詳しくは、下記のQRコードより特設サイトをご確認ください。

■日時 3月26日(金)

10:30～13:00

■場所 福島市内
(信夫ヶ丘競技場～
福島県庁間)
☎生涯学習課
☎ 582-2408



野焼きは禁止されています

廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）により、「煙が家まで入ってきて困る」「洗濯物が干せない」などの苦情が寄せられています。また、ダイオキシン発生や大気汚染の原因になるなど、生活環境にも悪影響を及ぼします。野外焼却は、次の例外を除いて法律で禁止されていますのでやめましょう。

【例外的に認められる場合】

- ①国または地方公共団体が施設管理を行うため
- ②自然災害や火災、凍霜害などの予防のため
- ③どんど焼きなど風俗習慣上の行事
- ④焼畑などの農業・林業、漁業を営むためにやむを得ないもの。（剪定枝は、病害虫の付着により園地外に持ち出せない場合は可能）
- ⑤焚火やキャンプファイヤー、風呂焚きなど、日常生活を営む上で行われる軽微なもの

ドラム缶、ブロック積みなどの焼却も禁止です。違反時は5年以下の懲役・1千万円以下の罰金など処分の対象となります。また、例外的に認められる場合も、風向き・時間帯・量など周囲に配慮しましょう。

☎生活環境課 エネルギー環境対策係

☎ 582-2123

桑折町スポーツ推進委員募集

スポーツの実技指導や町のスポーツ関連事業の運営・協力などを行うスポーツ推進委員を募集します。

■対象 次のすべての条件に該当する人

- ①町内在住または在勤の令和3年4月1日時点で満20歳以上の人
- ②心身ともに健康な人
- ③地域スポーツ活動に関心があり、活動に積極的に参加できる人
- ④スポーツについての指導、助言ができる熱意と能力のある人

■募集人数 8人以内（男女不問）

■任期 令和3年4月～令和5年3月の2年間

■報酬 年額35,000円

■募集期間 3月31日(金)まで（詳しい応募方法は下記まで問い合わせください。）

☎生涯学習課 生涯学習係 ☎ 582-2408

食生活改善推進員募集

食生活改善推進員は、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに活動している食のボランティア組織です。現在28人が啓発活動などを実施しています。食について勉強したい、地域に伝えていきたいという気持ちがあれば、どなたでも食生活改善推進員になることができますので、ぜひ申し込みください。

■申し込み 3月31日(金)まで

☎健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

令和3年度乳幼児健診

乳幼児健診について、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。

★測定時使用するバスタオルを1枚持参し、マスク着用で来園してください。

★健康ポイントカードを持っている人は持参してください。まだ持っていない人は当日お渡しします。

健診内容	月日	受付時間	対象者	対象保護者向け	
4か月児健診	4月13日(火)	13:00～13:15	令和2年11月生	インボディ 測定 *1	尿検査・ブックスタート*2
7か月児健診	4月13日(火)	13:00～13:15	令和2年8月生		
10.11か月児健診	4月22日(木)	13:00～13:30	令和2年4・5月生		

*1 乳幼児健診対象児の保護者全員に、インボディ（体組成計）測定を実施します。（妊婦を除く）

*2 7か月児健康診査対象乳児にはブックスタートと、保護者に尿中塩分測定検査を案内・実施しています。

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

園子育て世代包括支援センター「すくすく」 ☎ 582-6045

令和3年度 春期水泳教室参加者募集

①成人向け「アクアサーキットトレーニング」

（各コース全6回）定員各10人

水中トランポリン、水中自転車を使用します。

- ①月曜朝コース〈10:30～11:15〉
- ②月曜夜コース〈19:00～19:45〉
4月12日～5月24日 毎週月曜日【5/3休み】
- ③木曜昼コース〈13:45～14:30〉
- ④木曜夜コース〈19:00～19:45〉
4月15日～5月27日 毎週木曜日【4/29休み】

★1回500円でお試し参加ができます。

②成人向け「水泳教室」

（各コース全6回）定員各10人

クロール以外に挑戦したい人や初心者でもOK!

- ①木曜コース〈10:30～11:30〉
4月15日～5月27日 毎週木曜日【4/29休み】

①・②について

- ・受講料 各コース3,000円（初回に納入）
※別途プール利用料金がかかります。
- ・申し込み 3月22日(月)～31日(木)

③・④について

- ・受講料 各コース2,000円（初回に納入）
- ・申し込み 3月22日(月)～31日(木)

③「子ども水泳教室」

（各コース全6回）定員各20人

【小学生初級コース】※1～4年生対象
けのび～バタ足・息つぎなしクロールを練習します。

- ①【新】月曜コース〈16:00～17:00〉
4月12日～5月24日【5/3休み】
- ②木曜コース〈16:00～17:00〉
4月15日～5月27日 毎週木曜日【4/29休み】
- ③金曜コース〈16:00～17:00〉
4月16日～5月21日 毎週金曜日

【小学生中級コース】※ビート板バタ足25m完泳者対象
クロールの息つぎを中心に練習します。

- ①水曜コース〈18:30～19:30〉
4月14日～5月26日 毎週水曜日【5/5休み】
- ②金曜コース〈18:30～19:30〉
4月16日～5月21日 毎週金曜日

④幼稚園児向け「水慣れ教室」

（各コース全6回）定員各20人 ※年中・年長児対象
水慣れ・もぐり・浮き身をします。

- ①水曜コース〈16:00～17:00〉
4月14日～5月26日 毎週水曜日【5/5休み】
- ②土曜コース〈10:30～11:30〉
4月17日～5月29日 毎週土曜日【5/1休み】

■場所 屋内温水プール「イコーゼ！」

- ・先着順ではありません。
- ・定員を超えた場合は抽選となります。
- ・成人・子ども向けともに町内在住者優先です。

- ・受講者には後日連絡をします。
- ・「イコーゼ！」窓口での受付のみとなります。
電話受付はありません。

園屋内温水プール「イコーゼ！」 ☎ 582-3129

ルールを守ってゴミ出しを

「ゴミが分別されていない」「指定の袋に入っていない」「袋に氏名が書かれていない」など苦情が多数寄せられています。ルールが守られていないゴミは回収

できません。「ゴミ・資源物分別収集カレンダー」を確認し、ルールの徹底についてご協力をお願いします。
園生活環境課 エネルギー環境対策係 ☎ 582-2123

就職・入学・転勤などに伴い、臨時窓口を開庁します

■取り扱いできる業務

- ・住民異動届（転入、転出、転居）
- ・戸籍届出
- ・住民票、戸籍関係証明書の交付
- ・印鑑登録および印鑑証明書の交付
- ・マイナンバーカード申請・交付・更新

※マイナンバーカード関係業務は、予約制となります。

※税証明関係は、取り扱いません（ただし、25日（土）は予約制で取り扱います）。

■開庁日時・場所

期 日	3月22日（月）、23日（火） 24日（水）、25日（木） 26日（金）	3月28日（日）
時 間	17:15～19:00	8:30～12:00
場 所	役場1階 税務住民課（2番窓口）	

☎税務住民課 住民係 ☎582-2114

住民票等交付の 窓口延長

■日時 毎週木曜日（祝日除く）19:00まで

■内容 住民票 / 戸籍 / 印鑑 / 税証明 / マイナンバーカード申請・交付・更新

★当日17:00までに税務住民課（☎582-2114）へ事前にご予約ください。

申告期限延長に伴う税務署申告書作成会場の案内

所得税の申告期限の延長に伴い、福島税務署では申告書作成会場の開設期間を4月15日（土）まで延長します。

■会場

【3月31日（土）まで】ウィル福島アクティおろしまち（福島市鎌田字卸町10-1）

【4月1日（土）から15日（土）まで】福島税務署（福島市森合町16-6）

■時間 9:30～16:00（土日祝日を除く）

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は各会場での当日配付とLINEによる事前発行があります（配付方法の詳細は、右記QRコード先の国税庁ホームページにてご確認ください）。
※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

☎福島税務署 ☎534-3121



広報こおり3月号 お詫びと訂正

広報こおり3月号に掲載した下記の記事に一部誤りがありました。お詫びして訂正します。

- ・相馬福島道路の開通年度（3ページ）
（誤）令和元年 （正）令和2年
- ・年表「震災からの10年の歩み」（3ページ）
献上桃の郷こおり創生プラン策定時期
（誤）2018（平成30）年
（正）2016（平成28）年
- ・有害鳥獣被害防止対策勉強会（11ページ）
取り組み成果報告の町内会名
（誤）松原上町内会 （正）松原中町内会

桑折町高齢者作品展

桑折町老人クラブ連合会会員、やすらぎ園デイサービス利用者の皆さんの作品を新庁舎に展示します。ぜひご覧ください。

■日時 3月23日（火）～26日（金） 8:30～17:00

※最終日（26日）は正午までとなります。

■場所 役場1階 町民ロビー

【ご来場の皆さんへ】

新型コロナウイルス対策のため、来場時のマスクの着用、手指の消毒をお願いします。

☎桑折町高齢者作品展実行委員会

（生涯学習課内）

☎582-2408

公共事業 入札結果

なお、これより前の入札結果については、町のホームページおよび総務課で閲覧できます。
☎総務課 財政係 ☎582-2111

【2月1日～2月28日入札執行分】（単位：円・税込み）

入札の方法	入札日	工事（委託）名	工事（委託）箇所	落札者	落札決定額 (A)	予定価格 (B)	落札率 A/B×100
指名競争入札	2月12日	史跡西山城跡森林整備事業業務委託	大字万正寺字本丸	坂田造園建設(株)	1,947,000	1,987,700	98.0%